

島根県情報公開条例解釈運用基準

(令和5年4月改訂)

島根県情報公開条例解釈運用基準

[目 次]

〔第1章 総則〕

第1条	目的	1
第2条	定義 実施機関 公文書	2 4
第3条	解釈及び運用	6
第4条	適正な請求及び使用	6

〔第2章 公文書の公開〕

第5条	公開請求権	7
第6条	公開請求の方法	8
第7条	公文書の公開義務 法令秘情報 個人情報 法人等情報 公共安全等情報 審議、検討又は協議等に関する情報 事務、事業に関する情報 行政機関等匿名加工情報	9 1 1 1 2 1 6 1 7 1 8 1 9 2 1
第8条	部分公開	2 2
第9条	公益上の理由による裁量的公開	2 3
第10条	公文書の存否に関する情報	2 4
第11条	公開の請求に対する措置	2 5
第12条	公開決定等の期限	2 6
第13条	公開決定等の期限の特例	2 8
第14条	事案の移送	2 9
第15条	第三者に対する意見書提出の機会の付与等	3 0
第16条	公文書の公開の実施	3 2
第17条	他の法令等による公開の実施との調整	3 3
第18条	費用負担	3 4

〔第3章 審査請求等〕

第19条	県が設立した地方独立行政法人又は公社に対する審査請求	3 5
第19条の2	審理員による審理手続きに関する規定の適用除外	3 5
第20条	審査会への諮問	3 7
第21条	審査請求に対する裁決	3 8
第22条～第31条	削除	

[第4章 総合的な情報公開の推進]

第32条	総合的な情報公開の推進	3 9
第33条	情報提供の推進等	3 9
第34条	会議の公開	4 0
第35条	出資法人の情報の公開	4 1
第36条	指定管理者の情報の公開	4 1

[第5章 雜則]

第36条の2	公社における公文書の管理	4 2
第37条	運用状況の公表	4 2
第38条	適用除外	4 3
第39条	委任	4 3
第40条	削除	

[附 則]

附 則	4 4
-----	-----

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することを目的とする。

(趣旨)

- 1 本条は条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈の指針となるものである。
- 2 この条例は、県民の請求に応じて情報の公開を行う公文書公開制度と県自らが積極的に情報を提供する情報提供制度などからなる情報公開制度を総合的に推進することとしたものである。

(解釈)

- 1 「地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう」とは、情報公開制度が、地方自治の本旨という憲法の理念を踏まえた制度であり、またこの地方自治の本旨に基づく住民自治を全うするために、県民が必要としている県政に関する情報については、適切に入手することが必要であることを述べたものである。
- 2 「公文書の公開を請求する権利につき定めること等」とは、県が保有する公文書についてその公開を求める権利を設定すること、及び総合的な情報公開（適切な情報の提供、会議の公開並びに出資法人の情報の公開の促進）の推進に努めることをいう。
- 3 「県民に説明する責務を全うする」とは、県民に対し県がその諸活動の状況を説明することを県の責務として条例上位置付け、この条例の目的とすることを明らかにするとともに、情報公開制度は、このような県の説明責任を全うするための重要な制度であることを明らかにしたものである。
- 4 「県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進する」とは、県民が県政に関する情報を幅広く入手しやすくなることにより、県政に対する理解と信頼を深め、県政に対する積極的な参加を促し、開かれた県政をさらに推進するという、この条例のもうひとつの目的を明らかにしたものである。

第2条（定義）

第2条 第1項（実施機関）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに公社（島根県土地開発公社及び島根県住宅供給公社をいう。以下同じ。）をいう。

（趣旨）

本項は、この条例に基づき公文書の公開を実施する機関を定めたものである。

（解釈）

- 1 この条例における「実施機関」は地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び警察法（昭和29年法律第162号）により、独立して事務を管理し、執行する権限を有する機関及び議決機関である議会、県が設立した地方独立行政法人並びに公社（島根県土地開発公社及び島根県住宅供給公社）であり、執行機関にあっては、各実施機関の行政組織規則等により定められている本庁各課（室）及び地方機関等のすべてをいうものである。
- 2 公安委員会と警察本部長を別個の実施機関としたのは、警察法の規定により、県警察本部は県公安委員会の管理に服するものの、県警察本部長は公安委員会にはない警察職員に対する指揮監督権限を持つなど、組織的・権限的には公安委員会から独立した行政機関であるとされていることによる。
- 3 現在、本県においては、公営企業管理者が置かれておらず、地方公営企業法第8条第2項の規定により管理者の権限は知事が行うことになっている。

このため、「知事」には執行機関としての知事のほか、地方公営企業の管理者の権限を行う知事も含まれるものであるが、平成19年4月1日からの病院事業に対する公営企業法の全部適用に伴い病院事業管理者を実施機関とした。

- 4 「海区漁業調整委員会」とは、島根海区漁業調整委員会及び隠岐海区漁業調整委員会をいう。
- 5 地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定に基づき、公共性の見地から地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業を実施するために、地方公共団体が別の法人格を与えて設立する団体であり、県政に関する情報と同様に、その事業に関する情報の公開を推進するため、本条例の実施機関としたものである。
- 6 公社（島根県土地開発公社及び島根県住宅供給公社）は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年6月15日法律第66号）及び地方住宅供給公社法（昭和40年6月10日法律第124号）により設立され、地域整備のための土地取得等及び良好な居住環境の整備など住民生活の安定や公共福祉増進を目的に県行政の一部として業務を行っており、また、上記の特別法には、業務が限定列挙されているほか、役員選任や業務等に地方公共団体の意向が直接反映できる規定があり、公社の活動への強力な県の関与が可能であることから、

県政に関する情報と同様に、その事業に関する情報の公開を推進するため、本条例の実施機関としたものである。

第2条 第2項（公文書）

- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社の役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- (1) 官報、公報、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - (2) 特定歴史公文書等（島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号。以下「公文書管理条例」という。）第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）
 - (3) 図書館、美術館その他の県の施設又は機関において一般の利用に供することを目的として管理されているもの（前号に掲げるものを除く。）

（趣旨）

本項は、この条例の対象となる「公文書」について定義することにより、この条例の対象となる公文書の範囲を定めたものである。なお、この公文書の範囲については、公文書管理条例第2条第2項で定義されたものと同一である。

（解釈）

- 1 「実施機関の職員」とは、知事、県議会議員、行政委員会の委員、監査委員及び県が設立した地方独立行政法人の役員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員（臨時の任用職員等を含む。）をいう。
- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において、作成し又は取得した場合をいう。
なお、「職務」には、実施機関の職員が地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条の規定等により他の法人その他の団体の事務（地方職員共済組合、地方公務員災害補償基金等の事務）に従事している場合の事務は含まれない。
- 3 「文書、図画及び電磁的記録」とは、この条例の対象となる公文書の範囲を情報の記録の形態により定めたものである。
 - (1) 「文書、図画」
紙文書、図面のほか、写真も含む。
 - (2) 「電磁的記録」
光ディスク（コンパクトディスク）等に記録されたものをいう。
- 4 「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得した文書等が職員個人の段階のものではなく、当該組織において業務上必要なものと認められた段階のものをいう。すなわち、作成した文書等については、職務上の内部検討（課長、所長等の一定の権限を有する職員を含む内部検討）に付された時点以降のものであってその内容が了解されているものをいい、また取得した文書等については、組織として受領した時点以降のものが該当することとな

る。

したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料、文書等作成のためパソコン等により補助的に作成した電磁的記録などは該当しないこととなるが、これらであっても、組織的な検討に付したり、組織の供覧に付した後は、該当することとなる。

5 「当該実施機関が管理しているもの」とは、現に当該実施機関が管理しているものをいう。

したがって保存期間が過ぎた公文書であっても、廃棄の手続きがなされずに管理されている場合も含み、事実上職員供用の書架等に保管されているものはこれに該当し、この条例の対象となるものである。

6 対象公文書から除外されるもの

(1) ただし書(1)

官報、県報、新聞、市販の書籍等はその内容が公にされており、また書店での購入や図書館等の利用によりその内容を知ることができるものであるため、本制度の対象から除外したものである。

(2) ただし書(2)

特定歴史公文書等は、公文書管理条例の第4章でその利用等について定められていることから、本制度の対象から除外したものである。

(3) ただし書(3)

図書館等において、専ら一般に閲覧させ、又は貸し出すために管理されている図書、資料等（歴史的・文化的な資料又は学術研究用の資料で、整理・保全・研究のため、一般的の閲覧等を制限しているものを含む。）については、その利用の方法については別に定めることが適当であることから、本制度の対象から除外したものである。

（運用）

1 組織共用文書の範囲

(1) 作成した文書等

課長等の一定の権限を有する者を含めて行われる職務上の内部検討に付された時点以後のものであって、その内容が了解されており、かつ当該組織において利用可能な状態で管理されているものをいう。このことは、組織としての説明責任を果たすという観点から、作成した文書等が職員の個人的検討の段階を離れ、一定の権限を有する者の関与を経て組織として用いる文書等としての実質を備えることとなった時点以降の文書等であるという趣旨である。具体的には次のようなものが該当するものである。

ア 決裁、供覧済の文書

イ 部長、課長等への説明、検討に用いられた文書でその内容が了解されているもの

ウ 組織で常用されている台帳・帳票類

エ 業務用システムにおいて利用されている電磁的記録

オ 職員がパソコン等により作成した電磁的記録のうち、組織の業務上必要なものとして利用・管理されているもの

(2) 取得した文書等

組織として受領した文書等であって、組織において管理されているものをいう。

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重して、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(趣旨)

本条は、実施機関の条例の解釈及び運用の基本を定めたものである。

(解釈)

- 1 「公文書の公開を請求する権利を十分に尊重して、この条例を解釈し、運用しなければならない。」とは、この条例の基本理念である原則公開の精神を表したものである。「権利を十分に尊重して」とは、公文書の公開をするかどうかの判断をする場合だけでなく、公文書の公開請求に係る手続等を行う場合においても原則公開の基本理念が反映されなければならないものである。
- 2 「個人に関する情報の保護に最大限の配慮をしなければならない」とは、公開を原則とする情報公開制度においても、個人に関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重する観点から最大限に保護されるべきであり、正当な理由なく公にされてはならないことを明らかにしたものである。

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(趣旨)

本条は、情報公開制度を適正に運用していくために、公文書の公開を請求する者の責務を定めたものである。

(解釈)

- 1 公文書公開請求にあたってはその目的等を問わないものであるが、基本的には第1条に定める目的達成のために公開請求は行われるべきであり、請求者は、公開請求権の濫用と認められるような公開請求は慎むべきであり、また公開によって得た情報の利用により、第三者の権利・利益を侵害することなどがないようにしなければならない。
- 2 「この条例の目的に即して」とは、第1条に定める目的に従うことをいう。
- 3 「適正な請求に努める」とは、公文書の公開を請求するものは、行政執行に著しい支障を及ぼすような公開請求を、むやみに行うことのないよう努めるべきであるというものである。
- 4 「適正に使用しなければならない」とは、公開によって得た情報を社会通念上の良識にしたがって使用しなければならないことをいう。

第2章 公文書の公開

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。

(趣旨)

本条は、公開請求権の根拠規定であり、何人に対しても、公文書の公開を請求する権利を認めるものである。

(解釈)

- 1 条例の目的から言えば、公開請求権を行使する主体は県民が中心であるが、これを県民に限定する積極的な意義に乏しく、また社会経済活動や行政施策の広域化、情報化の進展等を鑑みるに県民以外のものに公開請求権を認めることは、より積極的な情報公開の推進につながるものであることから、「何人」にも請求を認めることとした。
- 2 「何人も」とは、県民に限らず、外国人を含むすべての自然人、法人のほか、法人格はないが、規約及び代表者が定められている団体を含む。

(運用)

代理人による請求も認めるものとするが、この場合には、委任状の提出を求めて代理関係を確認するものとする。

(公開請求の方法)

第6条 前条の規定に基づき公文書の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は法人その他の団体の名称及びその代表者の氏名
- (2) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地
- (3) 公開を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(趣旨)

本条は、公文書の公開について具体的な請求方法及び公開請求書に形式上の不備がある場合の手続きを定めたものである。

(解釈)

- 1 公開請求書の様式は、規則で定める「公文書公開請求書」による。
- 2 「公文書を特定するために必要な事項」とは、公文書の具体的な件名又は実施機関の職員が請求に係る公文書を特定し得る内容をいう。
- 3 「形式上の不備」とは、氏名住所等必ず記載しなければならない事項が記載されていない場合又はこれらの記載が不十分である場合のほか、請求しようとする公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であってその特定が困難である場合も含む。
- 4 「相当の期間」とは、公開請求書を補正するために必要と考えられる合理的な期間をいう。
- 5 「補正」とは、公開請求書の形式上の不備を補うための加筆、訂正、及び新たな文書の提出等をいう。補正の結果、公開請求書の形式上の不備が修正された場合には、当初から適法な公開請求があったものとして取り扱われるものであるが、補正に要した日数は公開決定等の期間には含まれない。
- 6 「補正の参考となる情報」とは、補正を必要とする部分、補正を必要とする理由等のほか、公開請求にかかる公文書を特定するために必要な事項の記載が不十分である場合には、実施機関が管理する公文書の名称、記録されている情報の概要、公文書の分量等をいう。

なお、請求者が不備な部分を補正しない場合は、その不備な部分が軽微なものであるときを除き、当該請求は却下されることとなる。なお、明らかな誤字・脱字等の軽微な不備については、実施機関において職権で補正できるものである。

(運用)

- 1 公文書の公開請求は、請求者の権利行使として、公開決定という行政処分を求める申請手続きであって、文書により事実関係を明確にしておくことが適當であることから、公文

書公開請求書によるものとする。したがって、電話、口頭による公開請求は受け付けないものとする。なお、公文書公開請求書については、窓口に持参のほか送付による提出についても受け付けるものとする。また、県政情報センター（公安委員会及び警察本部長あての請求については島根県警察情報公開センター）においては、ファクシミリ及びしまね電子申請サービスを利用し送信された公文書公開請求書についても受け付けるものとする。

第7条（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

（趣旨）

- 1 本条は、実施機関には公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならない義務があるということと、非公開とする情報の範囲を定めたものである。
- 2 条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

（解釈）

- 1 「当該公文書を公開しなければならない」とは、実施機関には、原則として公開請求のあった公文書を公開する義務があるというものである。つまり実施機関は、非公開情報が記録されている場合以外は、必ず当該公文書を公開しなければならないとするものである。なお、非公開情報とそれ以外の情報が併せて記録されている公文書については、公開できない部分とその他の部分を容易に区分して除くことができるときは、第8条（部分公開）の規定に基づき公文書の一部を公開するものである。また非公開とする利益よりも公開する利益がより優る場合があり、この場合には第9条（裁量的公開）の規定により公開するものである。
- 2 条例第5条が「実施機関に対して公文書の公開を請求することができる」と規定していることから、記録されている情報の面から公開の対象となる公文書が特定された場合であっても、当該公文書中に公開請求の対象外となる部分があることを理由に、実施機関の一方的な判断で当該部分を公開しないことは許されない。

ただし、記録されている情報の面から公開の対象となる公文書が特定された場合であって、公開請求の対象外となる部分を取り除いて公開することが請求人の利益に帰するような時には、公開請求の対象外となる部分を取り除いて公開することもやむを得ない。

この場合には、実施機関は、公開請求の対象外となる部分について十分な説明をしなければならない。

（判例）

「公開請求の対象を公文書と定めている情報公開条例の下において、実施機関が、

公開請求に係る公文書に請求者が公開を求めた事項以外の情報が記録されている部分があることなどを理由として、当該部分を公開しないことは許されない（最判H17.6.14 H13(行ヒ)263）」

（参考）

1 本条と守秘義務の関係

本条は非公開情報の範囲を定めているのに対して、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の守秘義務は、公務員の職務上知り得た秘密を守るべき職員の服務規律を定めたものであって、両者は趣旨及び目的を異にするものである。また、本条各号に該当する情報の範囲は、一般的には守秘義務の範囲（実質秘）を含むものと考えられるが、この条例を適正に運用し、本条各号のいずれにも該当しないとして公文書を公開する場合は、職員個人の守秘義務違反は問われることはないと考えられる。

2 本条と他の法令による公文書提出等との関係

地方自治法第100条（議会の調査権）、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条（文書提出命令等）、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2（弁護士会の報告の請求）の規定のように、法令の規定により実施機関に対して公文書の提出又は閲覧等が要求されることがある。これらの要求は、この条例に基づく請求とは異なるので、本条各号に該当するかどうかによって当該要求の諾否を決定するのではなく、当該法令の趣旨、要求の目的、対象文書の内容等を総合的に判断して個別具体的に諾否を決定すべきものである。

第7条第1号（法令秘情報）

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）により公開することができない情報

（趣旨）

本号は、法令及び条例の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示により公開することができない情報については非公開とすることを定めたものである。

（解釈）

- 1 「法令若しくは条例」とは、法律、政令、府令、省令その他の国の機関が定めた命令及び条例をいう。
- 2 「法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示」とは、地方自治法第245条第1号への指示などにより、県がこれに従わなければならない法的拘束力のあるものをいう。
- 3 「公開することができない情報」とは、法令等の規定で明らかに公開してはならないことが定められている情報のほか、法令等の趣旨及び目的からみて公開できないと明らかに判断される情報をいう。

第7条第2号（個人情報）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）

（趣旨）

- 1 本号は、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、個人に関する情報は非公開とすることを定めたものである。
- 2 個人のプライバシーの概念は抽象的でありその具体的な内容や保護すべき範囲が明確でなく、規定することは困難性が伴うことから、広く個人に関する情報について、特定の個人が識別され若しくは識別され得る情報は非公開とすること、また、個人識別性がない場合でもなお個人の正当な利益を害するおそれのある情報については、公開できないものであることを定めたものである。
- 3 本号ただし書は、個人に関する情報であっても、個人の利益保護の観点から非公開とする必要のない情報、公益上の必要性から公開することが認められる情報、公務員等の職務遂行に関する情報については、例外的に公開しなければならないことを定めたものである。

(解釈)

- 1 「個人に関する情報」とは、思想、信条、信仰、心身の状況、病歴、学歴、職歴、資格、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。
なお、「個人」には生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。
- 2 「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」とは事業を営む個人の当該事業に関する情報については、プライバシー保護の問題ではなく次号（法人等情報）において判断される。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、この事業とは直接関係がない個人情報（家庭状況等）もあり、それらは本号により公開可否の判断をするものである。
- 3 「その他の記述等」としては、住所、性別、電話番号、個人別に付された記号、番号などが挙げられる。「個人別に付された記号、番号」には、振込口座番号、試験の受験者番号や個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する「個人識別符号」に該当する旅券番号、個人番号（マイナンバー）、基礎年金番号、国民健康保険等の被保険者証の記号・番号及び保険者番号などがある。
なお、映像や音声については、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。
- 4 「(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」とは、当該情報のみでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非公開情報になるという趣旨である。
「他の情報」には、公知（周知）の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど通常入手し得る情報が含まれる。一方で、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、基本的には、「他の情報」には含まれないものである。
「他の情報」の範囲については、当該個人情報の内容や性質等によって、個別に判断することが必要となる。
- 5 「特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、未発表の著作物のように特定の個人が識別されないように氏名等が除かれても、公開することにより個人の財産権その他正当な利益を害するおそれがあるような情報や、医療機関のカルテ、反省文などのように個人の人格と密接に関連するような情報をいう。
なお同和地区の所在地については、これを公開しても直接特定の個人を識別することはできないが、同和地区に対する差別意識の解消が十分に進んでいない状況からすれば、公開することにより特定個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するものである。
- 6 ただし書アについて
 - (1) 「法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、法令等（法律、政令、省令その他の命令及び条例の規定）により何人でも閲覧等をするとができると定められた情報をいい、閲覧等を利害関係人に限って認めているものは含まない。なお、法令等で「何人も」と規定されていても、請求自体が法令等で制限され、実質的に何人にも閲覧を認めるという趣旨でないときは、この規定には該当しないものとして扱う。

(2) 「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、従来から慣行として公にされ、または公開請求のあった時点においては公開されていないが、将来公表することが予定されており、かつ今後公表しても問題のない情報であり次のようなものである。

ア 当該個人が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報

イ 当該個人が自主的に公表した資料等から何人も知り得る情報

ウ 公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報

7 ただし書イについて

本号本文に該当し、通常は非公開とされる個人に関する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産の保護のため公開することが必要と認められる場合があり、このような場合にはこれらの情報が記録された公文書は公開しなければならないとしたものである。なおこのことは、個人の生命等の保護に対し現に侵害が生じ、又は将来これらに対する侵害が生ずるおそれがある場合に、公開する利益とそれによって受ける不利益を十分に検討した上で判断すべきものである。

8 ただし書ウについて

(1) 「公務員等」とは、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいい、一般職・特別職又は常勤・非常勤を問わない。したがって、国会議員、地方議会議員、附属機関の委員もこれに含まれるが、懇話会、懇談会の委員等公務員としての地位を有しないものは含まれない。

(2) 「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法に規定する農業・食品産業技術総合研究機構、国立文化財機構等の独立行政法人及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律別表第1に掲げられている法人をいう。

(3) 「職」とは、当該公務員等の属する組織の名称と職名をいう。

(4) 公務員等の職務の遂行に関する情報は、行政の透明性・公正性を高めるため、個人に関する情報ではあっても原則として本号に該当するものとして非公開とはならない。しかしながら、氏名に係る部分を公開することにより当該公務員等の私生活上の権利利益を害するおそれがある場合には、その氏名に係る部分を非公開とすることができますものである。

また、特例として警察職員など、その職務の性質上、氏名に係る部分を公開すると個人の私生活上の権利利益を害するおそれが強い者であって、規則で定める職にある者については、その氏名に係る部分を非公開とするものである。(参考：島根県情報公開条例施行規則(平成13年島根県規則第10号)第3条)

なお、例えば給料の額、家庭状況などの公務員等の個人の私的な情報は「個人に関する情報」に該当するものであり、また公務員等の職務の遂行に関する情報の公開・非公開については、本条第4号、5号及び6号により判断がなされるべきものである。

(5) 郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(平成19年島根県条例第44号)の施行に伴い、「日本郵政公社」が削除され、「公務員等」に含まれないこととなったが、この条例の施行日(平成19年10月1日)前に作成し、又は取得した公文書に記録さ

れている日本郵政公社の役員及び職員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分について、なお従前の例によるものとする。

(運用)

本人からの公開請求の取扱い

この条例は、請求者のいかんを問わず公開するかどうかの判断を行うものであり、個人に関する情報について当該本人が公開請求をした場合であっても、当該個人以外の者からなされた公開請求と同様に取扱うものであるので、当該情報が本号に該当する限り非公開となるものである。

第7条第3号（法人等情報）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

（趣旨）

- 1 本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他の正当な利益を尊重し保護する観点から、公開することにより、事業を行う者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非公開とすることを定めたものである。
- 2 本号ただし書は、法人等又は事業を営む個人はその活動が社会に及ぼす影響が大きく、社会的責任が求められていることから、公益上の理由により公開することが必要と認められる情報については、公開することができるることを定めたものである。

（解釈）

- 1 「法人」とは、営利法人、学校法人、宗教法人、公益法人その他法人格を有するすべての団体をいう。
- 2 「その他の団体」とは、自治会、商店会、消費者団体、青年団、PTA等の権利能力なき社団のみならず、団体の代表者や規約が定められ、外形象的に団体とみなされるものをいう。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 4 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいう。
なお、事業活動と直接関係のない個人に関する情報（事業を営む個人の家庭状況等）は、本号に該当せず、第2号の個人情報該当性を判断することとなる。
- 5 「権利、競争上の地位を害すると認められるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動上保護されている権利又は生産技術・販売・営業に関する情報であって、公開することによりこれらの事業活動に關しその権利を侵害し、又は競争上の不利益を与えると認められるものをいう。なお、この「権利」には財産権だけではなく、宗教法人における信教の自由、学校法人における学問の自由等の非財産的権利も含まれるものである。
- 6 「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、直接その権利を侵害し、あるいは競争上の不利益を与えることにはならなくても、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の社会的信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるものをいう。
- 7 ただし書について
本号本文に該当し、通常は非公開とされる法人等又は事業を営む個人に関する情報であ

っても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要であると認められる場合があり、このような場合にはこれらの情報が記録された公文書を公開しなければならないとしたものである。なお、このことは当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わず、人の生命、健康、生活又は財産の保護に関し現実に支障が生じ、又は将来生ずるおそれがある場合に、公開する利益とそれによって受ける不利益を十分に検討した上で判断すべきものである。

第7条第4号（公共安全等情報）

(4) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

（趣旨）

- 1 本号は、公共の安全と秩序の維持の観点から、「犯罪の予防」、「犯罪の鎮圧」、「捜査」、「公訴の維持」又は「刑の執行」などの刑事法の執行に関する情報について、公開することにより犯罪の予防捜査等に支障があると認められる情報については、非公開とすることを定めたものである。
- 2 また、風俗営業の許認可、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、交通規制、災害警備等のいわゆる行政警察に属する情報は、本号の対象とはならず、第6号の事務、事業に関する情報により、公開・非公開の判断がなされるべきものである。

（解釈）

- 1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」とは、犯罪行為の発生を未然に防止し、鎮圧し、被疑者を発見し証拠を収集、保全する活動等をいう。
- 2 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防等のほか、平穏な生活、社会の風紀その他の公共の安全と秩序を維持することをいう。
- 3 「支障を及ぼす」とは、公共の安全と秩序を維持するための活動が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある場合をいう。
- 4 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、犯罪の予防捜査等に関する情報については、その性質上犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重することを定めたものである。

第7条第5号（審議、検討又は協議等に関する情報）

(5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社（以下「県等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民等の間に不当に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

（趣旨）

- 1 本号は、県の機関、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議等に関する情報についての非公開情報としての要件を定めたものである。
- 2 県の機関、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議等における情報は、県民参加による開かれた県政の推進という情報公開制度の趣旨・目的からは、可能な限り公開されるべきものである。しかしながらこれらの情報の中には、公開されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの、誤解や憶測を招き県民等の間に不当に混乱を生じさせるおそれがあるもの、または投機を助長するなどして特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるものがあり、このような情報については非公開とする趣旨である。

（解釈）

- 1 「県の機関」とは、県のすべての機関をいう。県の執行機関、議決機関及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含む。なお、「国」も同様である。
- 2 「他の地方公共団体」とは、島根県以外の都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団をいう。
- 3 「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の内部又は相互間」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 県の機関の内部
 - (2) 国の内部、独立行政法人等の内部、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の内部
 - (3) 県の機関の相互間
 - (4) 県の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の相互間
 - (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の相互間
- 4 「審議、検討又は協議等に関する情報」とは、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報のほか、これらに当たって行われる調査、研究、打合せ、意見交換、企画、相談、照会、回答等に関連して、実施機関が作成し、又は取得した情報をいう。
- 5 「不当」とは、審議、検討又は協議等に関する情報に照らし、検討段階の情報を公開す

ることによる利益と支障を比較衡量し、公開することの公益性を考慮してもなお、その支障が看過し得ない程度のものである場合をいう。

(運用)

- 合議制機関に関する情報の公開・非公開については、当該合議制機関の議事運営規則や議決等によって決定されるものではなく、当該合議制機関の性質及び審議事項の内容等に照らし、個別具体的に本号の要件に該当するか否かを判断しなければならない。

第7条第6号（事務、事業に関する情報）

- (6) 県等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(趣旨)

- 本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人又は公社が行う事務・事業に関する情報について、当該事務・事業の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合には非公開とすることを定めたものである。
- 本号のアからオまでは、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人又は公社が行う事務・事業の内容及び性質により分類し、それぞれについて公開することにより生ずる典型的な支障を示したものである。

(解釈)

- 本号に掲げられている事務・事業は、県の機関等に共通的に見られる事務・事業であって、公開することによりその適正な遂行に著しい支障が生ずると認められる情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げたものである。したがって掲げられた事務・事業以外のすべての個別の事務・事業に関する情報についても、当該情報が公開することにより当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる場合に

は非公開となるものである。また掲げられた事務・事業に生ずる著しい支障についても典型的な例を示したものであるので、公開することにより他の著しい支障が生じるおそれがあることが明らかな場合においても、これらに関する情報は非公開となるものである。

- 2 「県等が行う事務又は事業」とは、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人又は公社が単独で行う事務・事業及びこれらが共同で行う事務・事業をいう。

また、事務・事業のうち、監査、用地交渉、試験などの同種の事務・事業が将来も反復して行われる性質のものについては、当該事務・事業の実施後であっても、これらに関する情報を公開することにより、将来の同種の事務・事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、本号が適用されることとなる。

- 3 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務・事業に直接関わる情報だけでなく、これらの実施に影響を与える関連情報を含むすべての情報をいうものである。

- 4 「適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあると認められる」とは、公開のもたらす支障だけではなく、公開の必要性などの種々の利益について比較衡量した結果、公開することの公益性を考慮してもなお、適正な遂行に生じるおそれがある支障が看過し得ない程度のものをいう。また「著しい支障」とあるように、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求されている。

- 5 「監査、検査、取締り又は試験に係る事務」とは、県等が法令等に基づく権限により行うものをいい、監督、監視、指導等の事務が含まれる。またこれに関する情報としては監査等の計画、方針、内容等又は、試験の問題や採点基準等がある。

- 6 「契約、交渉、又は争訟に係る事務」のうち、「交渉」とは、相手方との話し合いにより取り決めを行うもので補償・賠償に係る交渉、用地買収交渉等をいうものであり、また、「争訟」とは県等が当事者となった訴訟及び行政不服審査法に基づく不服申立て等における争訟をいうものである。

- 7 「調査研究に係る事務」とは、主として大学、試験研究機関等において行われる調査、研究、試験等をいうものである。

- 8 「人事管理に係る事務」とは、県等の職員の採用、退職、異動等をいう。

- 9 「県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは公社」については、法人等情報（本条第3号）と基本的には共通するものではあるが、県等が経営していること等による説明責任を重視した判断が必要となるため、本号に規定したものである。

第7条第7号（行政機関等匿名加工情報）

(7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

（趣旨）

- 1 本号は、個人情報保護法で規定された行政機関等匿名加工情報又はその作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号は、非公開とすることを定めたものである。
- 2 行政機関等匿名加工情報を非公開情報としているのは、個人情報保護法第5章第5節（行政機関等匿名加工情報の提供等）において提供の仕組みが設けられており、公開請求の手続きにより提供されることがないようにするためにある。また、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号を非公開情報としているのは、公にすると行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する県民等の信頼を害するおそれがあるためである。

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(趣旨)

- 1 第1項は、原則公開の趣旨から、公開請求のあった公文書に非公開情報が記録されている場合でも、非公開情報を容易に区分して除くことができるときは、公開可能な部分だけでも公開することを定めたものである。
- 2 第2項は、個人に関する情報であっても、氏名その他の個人識別性のある部分を除くことにより公開することが可能な場合もあり、このような場合には、例外的に公開することを定めたものである。

(解釈)

- 1 「容易に」とは、非公開情報とそれ以外の部分を区分して除く場合に、公文書を損傷することなく、かつ多くの時間と経費を要しないことをいう。なお、電磁的記録などにおいて、技術的に容易に非公開情報を区分して除くことができない場合には、その記録媒体においては部分公開を行う必要はないものである。
- 2 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、非公開部分を除いた残りの部分がそれ自体としては無意味な文字、数字、符号のみであると客観的に認められる場合等をいう。
- 3 第7条第2号に規定する個人情報のうち、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」が記録されている公文書については、氏名、生年月日等の直接個人を識別することができる情報を除くことにより、残りの部分に個人識別性がなく、かつ個人の権利利益を害するおそれがないと認められる場合には、公開しなければならないものである。

(運用)

非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができない場合や、非公開情報を区分して除いた残りの部分に有意の情報がないと認められる場合で部分公開決定を行わないときは、その理由を公開請求者に対し説明するものとする。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(趣旨)

本条は、非公開情報であっても、個別具体的な場合において、非公開とするよりも公開することの公益性がより優る場合には、実施機関の高度の裁量的判断により公開できることを定めたものである。

(解釈)

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合をいう。この公開する公益性を判断するに当たっては、それぞれの非公開情報の性質及び内容を考慮し、これを不当に侵害するがないよう注意し、非公開とする利益と公開する公益を比較衡量することとなる。特に個人に関する情報については、個人の人格的な利益等に十分な配慮をする必要がある。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(趣旨)

公文書の公開請求に対する実施機関の決定は、その公文書が存在するか否かを明らかにしたうえで行なうことが原則であるが、本条は公文書そのものの存否を明らかにしないで公開請求を拒否できることを定めたものである。

(解釈)

「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、特定個人の病歴のような個人に関する情報や、未発表の先進的な研究開発情報や特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報などのように、公開請求対象の公文書が存在するか否かが明らかになることにより、本来非公開として保護すべき利益が害される場合をいう。

(運用)

この規定を適用して公開請求を拒否することができるときは、仮に公文書が存在する場合においても、非公開情報に該当して非公開となるときのみであり、誤用・濫用するがないよう注意する必要がある。また、このような拒否をすることとなる類型の公文書については、実際に公文書が存在するか否かを問わず、常に請求を拒否すべきものである。なお、公開請求を拒否するときは、非公開決定を行うこととなるが、行政処分であることから拒否理由の提示を行う必要がある。

(公開の請求に対する措置)

- 第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を管理していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により、公文書の全部を公開する旨の決定以外の決定をする場合は、当該各項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

(趣旨)

本条は、公開請求があった場合に、実施機関に対し、当該公文書を公開するかどうかの決定を行うこと及びその内容を公開請求者に通知することについて義務づけるものである。また、公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を管理していないときも公開しない旨の決定をすることとし、条例上の処分として明確に位置づけたものである。

(解釈)

- 1 公開請求に対する決定は次のとおりとなる。なお、これらの決定はいずれも处分性を有していることから、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく争訟の対象となるものである。
- ア 公文書の全部を公開する決定
 - イ 公文書の一部を公開する決定
 - ウ 公文書の全部を公開しない決定（公開請求拒否、公文書を管理していない場合及び本条例の適用除外規定により公開請求の対象外である場合を含む。）
- 2 「書面にその理由を付記しなければならない」とは、非公開等の決定をしたときは、どのような理由で条例第7条各号の第何号に該当するのか、条例第10条により公開請求を拒否するのか及び公開請求に係る公文書を管理していないのかを具体的に理由を記載した通知書によって、公開請求者に通知することを実施機関に義務づけたものである。

(公開決定等の期限)

- 第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、直ちに書面により延長後の期間及び理由を公開請求者に通知しなければならない。

(趣旨)

本条は、公開請求があった場合の公開決定等までの期限及び当該期限内に公開決定等ができない場合の期限の延長について定めたものである。

(解釈)

- 1 「公開請求があった日から30日以内」とは、情報公開窓口で請求を受け付けた日の翌日から起算し、30日目が期間の満了日になることをいい、最後の日が島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日に当たるときは、その翌日が満了日となる。
- 2 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、第1項の決定期間に内に公開決定等をすることができないと認められる事情をいい、次のような場合をいう。
 - ア 一度に多くの請求があり、期間内に検索することが困難であるとき、又は請求のあった公文書の内容が複雑で期間内に公開決定等をすることが困難であるとき。
 - イ 請求があった公文書に公開請求者及び県以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているため、第三者の意見を聞く必要があり、期間内に公開決定等をすることが困難であるとき。
 - ウ 年末年始等執務を行わないときその他合理的な理由より、期間内に公開決定等をすることが困難であるとき。
- 3 延長できる期間は30日を限度（公開請求があった日の翌日から起算して60日以内）として、公開決定等をするために必要と認められる合理的な期間でなければならない。なおこの30日の範囲内であれば、再度の延長を行うことはやむを得ない場合に限り認められるものである。
- 4 延長することを決定したときは、延長の理由及び期間を、公開請求があった日の翌日から起算して30日以内に請求者に通知しなければならない。

(運用)

公開決定等の期限は国の制度と同じく、公開請求があった日の翌日から起算して30日以内であるが、期限にかかわらず可能な限り速やかに公開決定等をするものとし、特に、複雑な事案でないもの（定例的なもの、非公開部分の判断に時間のかからないもの、明らかに文書が存在しない場合の非公開決定など）は、速やかな公開決定等に努めるものとする。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から60日以内にそのすべてについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(趣旨)

本条は、第12条第2項の延長措置によってもなお処理しきれないほどの大量な公開請求についても想定され、このような場合には通常の業務遂行に影響を及ぼすことを避ける必要があることから、公開決定期間の延長の特例について定めたものである。

(解釈)

- 1 公開請求に係る公文書が著しく大量な場合には、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等をすることが困難な場合があり得るものである。そこでこのような場合には、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にその相当な部分について公開決定等をして、残りの部分については相当の期間内に公開決定等をすることが認められるものである。なお、第12条第2項と同様に、本条による延長を行う場合には、公開請求があった日の翌日から起算して30日以内に請求者に通知しなければならない。
- 2 「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれ」とは、公開請求に係る公文書が著しく大量であって、60日以内に公開決定等を行うことにより担当課等の通常の事務が停滞するおそれがあるものなどをいう。
- 3 「相当の部分」とは、請求に係る公文書のうち60日以内に実施機関が事務の遂行に著しい支障を生じさせない範囲内で公開決定等を行うことが可能な部分をいう。
- 4 「相当な期間」とは、60日以内に公開決定等を行う「相当の部分」に係る公文書の内容や量から判断し、残りの公文書についての公開決定等に要する合理的な期間である。

(事案の移送)

- 第14条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、その他他の実施機関において公開決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、当該公文書を公開をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に協力しなければならない。

(趣旨)

本条は、公開請求に係る公文書が、他の実施機関により作成されたものである場合や、他の実施機関の事務に密接な関連を有する情報が記録されている場合において、当該他の実施機関に公開可否についての判断を委ねることにより迅速かつ適切な決定を行うことができると考えられる場合に、当該他の実施機関にこの請求事案を移送できることを定めたものである。

(解釈)

- 1 「公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき」とは、公開請求を受けた実施機関が公開請求に係る公文書を管理しており、その公文書が他の実施機関で作成されたものである場合をいう。
- 2 「協議の上」としているのは、公開請求を受けた実施機関と当該公文書を作成した実施機関等で協議を行い、それが整った場合に事案の移送を行うことができるものとしたものである。
- 3 事案の移送は行政の内部的な措置であり、これを行う際には公開請求者の利益が損なわれないようにすることが大切であり、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなされるものである。したがって公開請求に係る公開決定等の期限については当初の公開請求があった日の翌日から起算することとなる。
- 4 「移送をした実施機関は、当該公開の実施に協力しなければならない。」とは、事案が移送されても、公開請求に係る公文書は移送した実施機関が管理していることから、公開に当たっては移送をした実施機関に協力義務があることを明らかにしたものである。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 公開請求に係る公文書に県及び公開請求者以外のもの（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(趣旨)

本条は、請求のあった公文書に第三者に関する情報が記録されているときには、この第三者の権利利益を保護するとともに、慎重かつ公正な公開可否の決定を行ううために、公開決定等の前に当該第三者に対して意見書提出の機会を付与すること、及び当該第三者が反対意見書を提出した場合において公開を実施する際に、当該第三者の当該公開についての争訟の機会を確保することについて定めたものである。

(解釈)

- 1 第1項は、実施機関が、請求のあった公文書に記録されている第三者の情報について、第三者の権利利益保護のために非公開情報の規定に該当するかどうかを適切に判断するため、当該第三者に対して任意に意見書提出の機会を与えるものである。なお、このことは、意見を聴いた第三者に対して公開可否の同意権を与えたものではないので実施機関はその意見に拘束されるものではなく、またすべての場合にこれを与える必要はない。
- 2 第2項は、実施機関が、請求のあった公文書に記録されている第三者の情報について、人の生命、健康、生活又は財産の保護のためという公益上の理由により非公開情報から除外され、義務的に当該情報を公開するとき（第7条第2号イ、同条第3号ただし書）、又は当該情報は第7条各号に規定する非公開情報に該当すると判断されるが、それに優る公

益上の理由があるとして当該情報を公開するときには（第9条）、この公開により権利を侵害されるおそれのある第三者に対して、意見書提出の機会を与えることを実施機関に義務づけるものである。

- 3 第3項は、意見書提出を求められた第三者が、実施機関に対し公開に反対の意見書を提出したときにおいて、実施機関が当該情報を公開しようとする場合に、公開決定日と公開を行う日の間に当該第三者が審査請求並びに取消訴訟の手続きを行うことができる期間を設けることと、公開を決定した旨、その理由及び公開を行う日を当該第三者に通知することを義務づけるものである。この期間は、当該第三者の公開決定に対する審査請求等の機会を確保することがその正当な権利利益を保護するためには必要であることから設けるものであるとともに、公開請求者に対しての速やかな公開という観点を考慮して少なくとも2週間とするものである。また、当該第三者に対しても、審査請求等の際の争点を明確にする必要から、公開する理由を通知することとしたものである。

(公文書の公開の実施)

第16条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに公開請求者に対し当該公文書を公開しなければならない。

2 公文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により、原則として実施機関が指定する日時及び場所において行う。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、閲覧の方法による公文書の公開にあっては、当該公文書の保存に支障があると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(趣旨)

本条は、公文書の公開を実施する場合の具体的な方法について定めたものである。

(解釈)

- 1 「速やかに」とは、決定通知書が請求者に到達した日から公開の実施の期日までの期間が、写しの作成・送付手続、請求者の都合等の合理的な限度を超えて長くならないことをいう。ただし第15条の第三者の不服申し立ての機会を確保するために相当の期間（少なくとも2週間）をおく場合はその期間の経過ののち、速やかに公開することとなる。
- 2 「当該公文書の保存に支障があると認めるとき」とは、公開する公文書の原本が長期保存のためにもろくなっているなどの理由により、原本を公開した場合に汚損し、又は破損すると認められる場合をいう。
- 3 「その他正当な理由があるとき」とは、台帳等で原本を公開することにより日常業務に支障を及ぼすなど行政の円滑な執行が確保できなくなる場合をいう。

(運用)

電磁的記録の公開方法

- (1) 音声又は動画を記録する媒体に記録されている電磁的記録

電磁的記録媒体に複写したものの交付

- (2) その他の媒体に記録されている電磁的記録

当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はそれを複写したものの閲覧若しくは写しの交付。なお当該電磁的記録の全部を公開する場合、又は非公開部分を容易に区分して除くことができる場合には、光ディスク（C D - R）に複写したものの交付の方法により公開を行うことができる。

(他の法令等による公開の実施との調整)

第17条 実施機関は、法令又は他の条例（以下この条において「他の法令等」という。）の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第2項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開しない旨の定めがあるときは、この限りではない。

2 他の法令等に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(趣旨)

本条は、法令又は他の条例に公文書の公開が定められている場合の本条例との調整について定めたものであり、公開請求に係る公文書が、他の法令等により閲覧等又は謄本等の交付が認められている場合においては、この条例に基づいては、当該法令等が定めている方法と同一の方法では当該公文書の公開を行わないこととするものである。

これは、他の法令等により文書の閲覧等についての手続が定められている場合には、それと同一の方法の場合においては、この条例において重ねて公開を認める必要がないことによるものであり、この条例が公文書の閲覧等の「一般法」であるという性格を表しているものである。

(解釈)

他の法令等に公文書の閲覧等について定めがある場合であっても、例えば次のような場合については、本条例が適用されることとなる。この場合は、その法令の趣旨を踏まえ、非公開情報（第7条第各号）等に該当するかどうかを判断するものとする。

(1) 法令等が閲覧等の対象者を限定している場合において、当該対象者以外のものから公開の請求があったとき。

　　土地区画整理法第84条第2項の規定による簿書の閲覧（利害関係人のみ）

(2) 法令等が閲覧等の期間を限定している場合において、その期間外に公文書の公開請求があったとき。

　　都市計画法第17条第1項の規定による都市計画の案の縦覧（公示の日から2週間）

(3) 法令等が閲覧等の対象公文書の範囲を限定している場合において、その公文書以外の公文書の公開請求があったとき。

　　特定非営利活動促進法第30条の規定による特定非営利活動法人の事業報告書等の閲覧（過去5年以内に提出を受けたもの）

(4) 法令等が閲覧又は縦覧の手続についてのみ定めている場合において、公文書の写しの交付の請求があったとき。

　　公職選挙法第192条第4項の規定による候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の閲覧

(5) 法令等が謄本、抄本その他の写しの交付の手続についてのみ定めている場合において、公文書の閲覧の請求があったとき。

　　漁船法第21条の規定による漁船登録原簿

(費用負担)

第18条 この条例の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(趣旨)

本条は、この条例の規定による写しの交付に要する費用の負担について定めたものである。

(解釈)

「写しの作成及び送付に要する費用」とは、公文書の写しの交付に要する実費及び公文書の写しの送付に要する送料をいう。

第3章 審査請求等

(県が設立した地方独立行政法人又は公社に対する審査請求)

第19条 県が設立した地方独立行政法人若しくは公社がした公開決定等又は当該地方独立行政法人若しくは公社に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人又は公社に対し、審査請求をすることができる。

(趣旨)

本条例では、県が設立した地方独立行政法人及び公社（以下「本県地方独立行政法人等」という。）を実施機関に加えている。これにより、県から独立した法人である本県地方独立行政法人等が行う公開決定等も行政処分にあたることとなる。したがって、本県地方独立行政法人等が行う公開決定等に対しては、審査請求、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく抗告訴訟を提起しうることとなる。本条は、これを確認的に規定したものである。

(解釈)

1 行政不服審査法の「行政庁」とは、国又は地方公共団体の機関に限らず、国又は地方公共団体から公権力の行使の権限を与えられたものをいい、公法人又は私法人であっても、公権力の行使の権限を法律又は条例によって付与されている場合は、当該法人は同法の「行政庁」として扱われることになる。

本条例は、第2条第1項で本県地方独立行政法人等を実施機関であると規定したことにより、本県地方独立行政法人等に公開決定等の処分権限を付与することになり、本県地方独立行政法人等は行政不服審査法にいう「行政庁」と解されることになる。

2 本県地方独立行政法人等が行った公開決定等に対して審査請求があった場合には、第20条の規定に従い、原則として、島根県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問を行わなければならない。その後の手続等は、知事等の実施機関と同様である。

(審理員による審理手続きに関する規定の適用除外)

第19条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(趣旨)

行政不服審査法第9条第1項本文において規定されている審理員による審理手続きについて、その適用を除外する旨を規定したものである。

(解釈及び運用)

行政不服審査法第9条第1項本文は、処分に関する手続きに関与していない等一定の要件を満たす「審理員」が審査請求の審理を行うことを法律事項として規定する事により、

審理の公正性・透明性を高め、審査請求人の手続的権利を保障するとともに、従前以上に行政の自己反省機能を高め、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するという目的を達成するための規定である。

一方、同法第9条第1項ただし書きにおいては、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合には、審理員を指名しないとすると規定している。

公開決定等は条例に基づく処分であり、また、当該処分や公開請求に係る不作為について審査請求があった場合には、条例第20条第1項の規定により、審査会に諮問しなければならないと規定されている。審査会は、学識経験を有する第三者で構成される知事の附属機関として設置されており、公正かつ客観的な判断が担保されていることから、行政不服審査法の目的を達成することができるため、審理員による審理手続きについて、その適用を除外する旨を規定したものである。

(審査会への諮問)

第20条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に係る裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく島根県情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年島根県条例第42号）第1条に規定する島根県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 審査請求に対する裁決において、審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下、「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人
 - (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(趣旨)

- 1 本条は、公文書の公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があった場合の手続きについて定めたものである。
- 2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に対する審査請求は、処分庁の上級行政庁又は処分庁である実施機関に対しての審査請求が行われることとなるので、特定の場合を除き、公平かつ客観的な判断を担保するために、第三者で構成する審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行う独自の救済手続きを定めたものである。また、諮問した実施機関に対しては、審査会に諮問した旨を審査請求人等に通知することを義務づけるものである。

(解釈)

- 1 「審査請求があった場合」とは、公開決定等に対し、請求者が審査請求を行った場合のほか、当該公文書に自らに関する情報が記載されている第三者が、公開又は部分公開の決定に対し、審査請求を行った場合を含むものである。
- 2 「審査請求が不適法であるとき」とは、審査請求が、審査の結果、審査請求人適格又は審査請求期間の徒過等の要件不備により却下される場合をいう。
- 3 「参加人」とは、申請により審査庁若しくは処分庁の許可を得て、又は審査庁若しくは処分庁から職権で参加を求められて当該審査請求に参加するものをいい、当該裁決の結果によって直接自己の権利利益に実質的な不利益を被るもの（利害関係人）とされている。

(運用)

第三者に関する情報が記録された公文書の公開決定等に対し、公開請求者から審査請求があり審査会に諮問した場合において、当該第三者に意見書提出の機会を付与していなかった場合は、当該第三者の権利利益を確保する観点から必要と認めたときは、諮問した旨を当該第三者にも通知するものとする。

(審査請求に対する裁決)

第21条 諒問実施機関は、前条の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決をするものとする。

2 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(趣旨)

- 1 第1項は、実施機関は、審査会から答申を受けたときには、その答申の内容を尊重して速やかに審査請求に対する裁決を行うことを定めたものである。
- 2 第2項は、実施機関は、第三者からなされた審査請求に対する裁決などをを行う場合において、第三者が取消訴訟を提起する機会を保障するために、裁決と公開の実施日との間に一定の期間を置くことについて定めたものである。

(解釈)

- 1 「これを尊重して」とは、審査会は、附属機関としての性格上決定権を有せず、その判断に法的拘束力を有しないものであるが、実質上の救済機関として機能することを目的として設置されたものであるので、実施機関は、審査会の答申を十分尊重して審査請求に対する裁決を行わなければならないことをいう。
- 2 実施機関は、審査請求に対する次のような裁決を行い、当該審査請求の対象となった第三者の情報について公開を行うときは、当該第三者の当該公開決定に対する取消訴訟の機会を保障するために、第15条第3項の規定を準用して、審査請求に対する裁決の日から公開を実施する日まで少なくとも2週間を置くこととするものである。
 - ア 第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - イ 審査請求に係る公開決定等を変更して当該審査請求の参加人である第三者（公開に反対の意思を示していたものに限る。）に関する情報を公開する裁決

第22条～第31条 (削除)

第4章 総合的な情報公開の推進

(総合的な情報公開の推進)

第32条 実施機関は、この条例に定める公文書の公開のほか、県民が県政に関する正確でわかりやすい情報を適切に得ることができるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(趣旨)

この条例の目的のひとつである、県政について県民に対し説明する責務を全うするためには、県は県民からの求めがなくても、県政に関する情報を積極的に公表・提供していかなければならないものである。本条は第2章で定める公文書公開制度のほかに、県民が県政に関する情報を適切に得ることができるよう、情報提供、会議の公開、出資法人の情報の公開等により、実施機関が自らの責任として総合的な情報公開の推進に努めることを定めたものである。

(情報提供の推進等)

第33条 実施機関は、その保有する情報を適時に、かつ、適切な方法により、県民に対し積極的に提供するよう努めるとともに、刊行物その他の行政資料の収集及び適正な管理を行い、広く県民の利用に供するものとする。

(趣旨)

本条は、県が保有する情報の提供および行政資料の収集・管理についての実施機関の責務について定めたものである。

(解釈)

- 1 「適時に、かつ、適切な方法により」とは、従来から実施機関で実施しているテレビ、ラジオでの放送、各種の広報誌の発行、行政資料の配布、担当課（所）での説明、インターネットの活用等をいう。
- 2 実施機関は、行政資料収集管理規程（平成6年島根県訓令第18号）に基づき、行政資料を収集し、収集した行政資料を分類整理し、管理及び配布するものとする。
- 3 実施機関は、県政情報センター、浜田地区県政情報コーナー及び隠岐地区県政情報コーナーに行政資料を配架（一部の行政資料についてはその他の各地区県政情報コーナーにも配架）し、県民の閲覧等に供するものとする。
- 4 実施機関は、行政資料目録を整備し、県民の利用に供するものとする。

(運用)

特に県の主要施策や県民生活にかかわりの深い情報等の提供については、公文書のものの公開では対応が困難な場合もあり得るので、適時適切に整理、加工、編集して、県民にわかりやすい形で提供するよう努めるものとする。

(会議の公開)

第34条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開することができないとされているとき及び次に掲げる場合であって当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

(1) 非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれがある場合

(趣旨)

県の附属機関である審議会等の果たす役割は、県の施策の計画の企画、立案、執行過程などにおいて重要なものがあり、その審議の状況はできるだけ明らかにすることが必要と考えられる。本条は、このような観点から開かれた県政の一層の推進と県政における透明性、公正性の確保のため、附属機関及びこれに類するものは、その会議を原則として公開することとしたものである。

(解釈)

- 1 「附属機関の会議」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき調停、審査、調査等を行うために設置された機関の会議をいう。
- 2 「これに類するもの」とは、法令等に基づいて設置された附属機関以外のものであって、県民、学識経験者等の意見を聴取し、県行政に反映させることを目的として、要綱、要領等に基づき設置された懇話会、検討会等の会議をいい、主として実施機関の職員で構成される内部的な研究会、協議会等は含まれない。
- 3 本条第1号は、審議会等の会議の内容が第7条に掲げられている非公開情報に該当するような場合には、当該会議を公開しないこととするものである。
- 4 本条第2号は、審議会等の会議を開いた場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められる場合に限り適用されるものである。

(出資法人の情報の公開)

第35条 県が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人であつて実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項に規定する法人について、その性格及び業務内容に応じ、情報の公開について必要な指導に努めるものとする。

(趣旨)

県が出資等している法人は、県の業務と密接な関係にあって県行政の補完的役割を果たしていることから、その保有する情報は公開されることが望ましいと考えられる。しかしながら出資法人は、県とは別個の独立した団体であり直接的には条例の適用を受けるものではないこと及びその独立性は尊重されるべきであることから、条例上の実施機関に含めないこととした。

本条は、出資法人のうち実施機関が定めるものについては、本条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うよう努めるとともに、実施機関は出資法人に対し、必要な指導に努めなければならないことを定めたものである。

(解釈)

- 1 「県が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している法人であつて実施機関が定めるもの」とは、県が出資等を行っている法人のうち、規則で定める法人をいう。
- 2 「必要な措置」とは、指定された法人が、本条例の趣旨にのっとり当該法人の情報の公開に関する規定を設けるなど、その保有する情報を公開するための制度を整えることをいう。
- 3 「指導に努める」とは、実施機関が当該法人に対し、その情報の公開に関する制度の整備や運用などについて指導・助言を行うことに努めることをいう。

(指定管理者の情報の公開)

第36条 県の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとりその管理に関する情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者について、前項に規定する情報の公開に必要な指導に努めるものとする。

(趣旨)

地方自治体の公の施設の管理について、地方自治法の改正により地方自治体が指定する指定管理者に管理を代行させることとなった。県政の説明責任の観点から、県の公の施設の管理に関する情報は公開されることが望ましいと考えられる。しかしながら指定管理者は、県とは別個の独立した団体であり直接的には条例の適用を受けるものではないこと及びその独立性は尊重されるべきであることから、条例上の実施機関に含めないこととした。

本条は、指定管理者については、本条例の趣旨にのっとり、情報の公開を行うよう努めるとともに、実施機関は指定管理者に対し、必要な指導に努めなければならないことを定めたものである。

(解釈)

- 1 「必要な措置」とは、指定管理者が、本条例の趣旨にのっとり当該法人が公の施設の管理業務の執行に当たり作成又は取得した情報について、その公開に関する規定を設けるなど制度を整えることをいう。
- 2 「指導に努める」とは、実施機関が当該指定管理者に対し、その情報の公開に関する制度の整備や運用などについて指導・助言を行うことに努めることをいう。

第5章 雜則

(公社における公文書の管理)

第36条の2 公社は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(趣旨)

本条は、公文書の管理は、情報公開制度において重要な位置を占めており、情報公開制度がその機能を十分に発揮するためには、請求の対象となる公文書の管理が適切に行われていることが必要であることから、公社に対し公文書を適切に管理する責務があることを明らかにしたものである。

(運用状況の公表)

第37条 知事は、毎年1回この条例の運用状況について公表するものとする。

(趣旨)

本条は、公文書公開制度等の適正な運営と健全な発展を期するため、その運用の状況の公表に関する知事の責務を定めたものである。

(解釈)

- 1 「この条例の運用状況」とは、この条例に基づく公文書公開制度、情報提供制度に関する運用状況をいう。
- 2 「公表」は、毎会計年度終了後、速やかに県報に登載することにより行う。

(適用除外)

第38条 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例の規定は、適用しない。

(趣旨)

本条は、情報公開法の適用が除外されている公文書については、条例の適用も除外することを定めたものである。

このことは、整備法（行政機関の保有する情報の公開に関する関係法律の整備等に関する法律）において、登記、特許、刑事訴訟手続の制度など公文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されている場合は、その取扱いを当該制度に委ねることが適當であると判断され、情報公開法の適用を除外することとされていることから、本条例においても、国の制度との調整を図ろうとするものである。

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることにしたものである。

第40条 (削除)

附則（施行期日、経過措置、適用区分）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項中議会に係る規定の部分は平成13年10月1日から、公安委員会及び警察本部長に係る部分の規定は公布の日から起算して1年6月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の島根県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定によりなされている公開請求は、改正後の島根県情報公開条例（以下「新条例」という。）第6条の規定によりなされた公文書の公開請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項の規定により島根県情報公開審査会に対してなされていた諮問は、新条例第20条第1項の規定によりなされた諮問とみなす。
- 4 前二項に規定するもののほか、この条例の施行の日（付則第1項本文に規定する施行の日に限る。以下「施行日」という。）前に旧条例の規定により行われた処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定があるときは、当該規定によって行われた処分、手續その他の行為とみなす。
- 5 旧条例第13条第1項の規定により設置された島根県情報公開審査会及びその委員は、施行日において新条例第22条第1項の規定により設置された島根県情報公開審査会及びその委員となり、同一性を持って存続するものとする。この場合において、引き続き島根県情報公開審査会の委員となる者の任期は、同条例第4項の規定にかかわらず、平成14年10月2日までとする。

（適用区分）

- 6 新条例の規定は、次に掲げるもの（議会、公安委員会及び警察本部長（次項において「議会等」という。）が管理するものにあっては、第1号及び第3号に該当するものに限る。）について適用する。
 - (1) 施行日以後に作成され、又は取得された公文書
 - (2) 平成6年4月1日から施行日の前日までに実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書又は図画のうち、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているもの
 - (3) 前号に定めるものを除くほか、施行日前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書又は図画であって、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているもののうち、保存期間が永年と定められているもの
- 7 前項第2号及び第3号に掲げるもの（議会等が管理しているものを除く。）に係る公開請求にあっては、新条例第7条及び第8条の規定にもかかわらず、旧条例第9条及び第10条の規定を適用して公開決定等を行うものとする。

（趣旨）

- 1 附則第1項は、この条例の施行期日を定めたものである。なお、条例の一部の施行期日

を定める規則により、公安委員会及び警察本部長に係る規定は平成13年10月1日から施行された。

- 2 附則第2項から第5項は、この条例の施行に伴う経過措置について定めたものである。
- 3 附則第6項、第7項はこの条例の規定を適用する公文書の時限的範囲等を定めたものである。

(解釈)

公文書の時限的範囲について

(1) 旧条例施行時からの実施機関について

新条例の規定は、原則として平成13年4月1日以降に作成又は取得された公文書について適用される。また、平成6年4月1日以降平成13年3月31日以前に作成取得された旧条例に規定する公文書、又は平成6年3月31日以前に作成取得された旧条例に規定する公文書で保存期間が永年のものについても適用されるが、これらに対する公開請求については、旧条例第9条及び第10条の規定により公開決定等を行うものとする。

(2) 議会、公安委員会、警察本部長について

新条例の規定は、原則として平成13年4月1日以降に作成又は取得された公文書について適用される。ただし、平成13年3月31日以前に作成取得された旧条例に規定する公文書で保存期間が永年のものについても適用される。

附則（島根県情報公開条例の一部を改正する条例（平成13年島根県条例第33号））

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(趣旨)

この改正条例の施行期日を定めたものである。

この改正条例は、次に掲げる事項について所要の改正を行った。

- ア 公安委員会又は警察本部長が行った公開決定等について行政不服審査法の規定に基づく不服申立があった場合は、公安委員会は原則として島根県情報公開審査会へ諮問しなければならない。
- イ 島根県情報公開審査会の委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合、当該委員を1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処すること。
- ウ その他規定の整備

附則（島根県情報公開条例及び島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成15年島根県条例第5号抄））

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
（島根県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の島根県情報公開条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後になされた公開請求について適用し、同日前になされた公開請求については、なお従前の例による。

（趣旨）

- 1 附則第1項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 附則第2項は、この条例の施行に伴う経過措置を定めたものである。
- 3 この改正条例は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」の制定に伴い、次に掲げる事項について所要の改正を行った。
 - ア 役員及び職員の職務遂行情報について、公務員と同様の取扱いとする。
 - イ 法人その他の団体に関する情報について、国及び地方公共団体と同様の取扱いとする。
 - ウ 審議、検討又は協議等に関する情報及び事務又は事業に関する情報について、県の機関、国又は他の地方公共団体と同様の取扱いとする。

附則（労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成16年島根県条例第71号））

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

（趣旨）

- 1 この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この改正条例は、「労働組合法の一部を改正する法律」の施行に伴い、「地方労働委員会」の名称を「労働委員会」に改めた。

附則（島根県情報公開条例の一部を改正する条例（平成17年島根県条例第2号））

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(趣旨)

- 1 附則第1項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 附則第2項は、この条例の施行に伴う経過措置について定めたものである。
- 3 この改正条例は、指定管理者制度の導入に伴い、次に掲げる事項について所要の改正を行った。
 - ア 指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、公の施設の管理に関する情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - イ 職務上知り得た秘密を漏らした情報公開審査会の委員に対する罰金額の上限額を50万円に引き上げること。
 - ウ 地方独立行政法人に係る情報についての非公開情報に関する規定の整備

附則（島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年島根県条例第65号）抄）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(島根県情報公開条例の一部改正)
- 2 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「知事」の次に、「、病院事業管理者」を加える。
(島根県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際前項の規定による改正前の島根県情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同項の規定による改正後の島根県情報公開条例の相当規定により病院事業管理者がした処分その他行為又は病院事業管理者に対してされた請求その他の行為とみなす。

(趣旨)

- 1 附則第1項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 附則第2項は、病院事業に対する公営企業法の全部適用に伴い病院事業管理者を実施機関に加えるものである。
- 3 附則第3項は、この条例の施行に伴う経過措置について定めたものである。

附則（公立大学法人島根県立大学の設立等に伴う関係条例の整備に関する条例（平成19年島根県条例第10号）抄）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（島根県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際第1条の規定による改正前の島根県情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同条の規定による改正後の島根県情報公開条例の相当規定により県が設立した地方独立行政法人がした処分その他行為又は県が設立した地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

（趣旨）

1 附則第1項は、この条例の施行期日を定めたものである。

2 附則第2項は、この条例の施行に伴う経過措置について定めたものである。

3 この改正条例は、地方独立行政法人の設立に伴い、県が設立した地方独立行政法人を実施機関に加えた。

附則（郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平19年島根県条例第44号））抄

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

（趣旨）

1 この条例の施行期日を定めたものである。

2 この改正条例は、「郵政民営化法」の施行に伴い、条例第7条第2号ただし書ウに規定する「公務員等」から日本郵政公社の役員及び職員を除いた。

附則（島根県公文書等の管理に関する条例（平23年島根県条例第3号））抄

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（趣旨）

1 この条例の施行期日を定めたものである。

2 この改正条例は、公文書管理条例の制定に伴い、次に掲げる事項について所要の改正を行った。

ア 公文書等の管理に関する重要な事項について実施機関の諮問に応じて答申し、及

び建議することを審査会の事務に加えること。

イ 公文書の定義その他規定の整備

附則（島根県情報公開条例の一部を改正する条例（平成23年島根県条例第4号））

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に到達したこの条例による改正前の島根県情報公開条例第19条の規定による公文書の公開の申出（以下「公開申出」という。）については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に到達した公開申出については、改正後の島根県情報公開条例第6条第1項の規定によりなされた公文書の公開の請求とみなす。

（趣旨）

- 1 附則第1項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 附則第2項及び第3項は、この条例の施行に伴う経過措置について定めたものである。
- 3 この改正条例は、次に掲げる事項について所要の改正を行った。
 - ア 何人も、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。
 - イ 任意公開申出制度を廃止すること。

附則（島根県情報公開条例の一部を改正する条例（平成24年島根県条例第1号））

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県情報公開条例の規定（同条例第2条第1項に規定する公社に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後に作成され、又は取得された公文書（同条第2項の公文書をいう。）について適用する。

（趣旨）

- 1 附則第1項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 附則第2項は、この条例の施行に伴う経過措置について定めたものである。
- 3 この改正条例は、公社（島根県土地開発公社及び島根県住宅供給公社）を実施機関に加えた。

附則（独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平27年島根県条例第2号））抄

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（趣旨）

- 1 この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この改正条例は、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」等の施行に伴い、条例第7条第2号ただし書ウに規定する「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改めた。

附則（行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平28年島根県条例第2号））抄

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。

（趣旨）

- 1 附則第1項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 附則第2項は、この条例の施行に伴う経過措置について定めたものである。
- 3 この改正条例は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、次に掲げる事項について所要の改正を行った。
 - ア 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法に基づく審理員による審理手続に関する規定は、適用しないこと。
 - イ 行政不服審査法の施行に伴う規定の整理
 - ウ その他規定の整備

附則（島根県個人情報保護条例及び島根県情報公開条例の一部を改正する条例（平29年島根県条例第23号））抄

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（趣旨）

- 1 この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この改正条例は、「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、条例第7条第2号（個人情報）に関する規定の整備を行った。

附則（島根県情報公開条例及び島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例
(平成31年条例第2号)）抄

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（趣旨）

- 1 この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この改正条例は、島根県情報公開審査会の審査体制の充実を図るため、委員数の増員や部会の設置など関係規定の整備を行った。

附則（島根県情報公開条例及び島根県公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第40号））抄

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 1 この条例による改正後の島根県情報公開条例又は島根県公文書等の管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に到達した公開請求又は利用請求について適用し、同日前に到達した公開請求又は利用請求については、なお従前の例による。

（趣旨）

- 1 この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この改正条例は、個人情報保護法の改正に伴い、次に掲げる事項について所要の改正を行った。
 - ア 個人情報保護法に規定する行政機関等匿名加工情報又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号を非公開情報とすること。
 - イ 公開決定等の期限及び期限の特例における期限を個人情報保護法の規定に合わせること。
 - ウ 島根県情報公開審査会に係る規定の削除。
 - エ その他規定の整理。